

コンプライアンス

コンプライアンスに関する考え方と推進体制

リコーリースグループは、経営理念を実現する上において、コンプライアンスの徹底を、経営の基本原則と位置づけています。すべての役員・社員が、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会通念および企業倫理にもとることのない、誠実かつ公平な企業活動を遂行しています。

具体的には、リコーリースグループ行動規範に基づき、社内規程の整備、社員教育、内部通報制度の整備など、あらゆる面からコンプライアンス体制を整えています。経営陣が率先垂範するとともに、コ

ンプライアンス担当責任者（コンプライアンス推進部門担当役員）および推進担当部門を定めて、教育・啓発活動を推進しています。それらの活動を検証するため、経営会議において審議し、取締役会に報告しています。

2023年度において、コンプライアンス上の重大な懸念などは認識していません。今後も、コンプライアンス推進体制の強化を図るとともに、意識啓発・理解促進への活動を充実させることで、コンプライアンスの徹底に努めます。

コンプライアンス教育の実践・強化

当社グループの全社員を対象として、毎年度、eラーニングを実施しています。リコーリースグループ行動規範をもとに、「コンプライアンスの基本」「社員としての基本行動」「法令遵守」などを学習することで、社員一人ひとりがコンプライアンスに関する認識を高め、業務活動において常に意識するように啓発を行っています。

また、コンプライアンスに関する最新の動向やトピックを簡潔にまとめた「“コンプライアンス”ほっとNews」を、社内掲示板で毎月1～2回発信しています。お客様やお取引先からの苦情の対応に関する考え方や留意事項などもテーマとして取り上げ（これらはマニュアルなどにまとめています）、適切な対応を心掛けています。

行動規範の策定と周知・浸透

人々の価値観が多様化し、社会課題の解決に企業が果たす役割がますます重要視される時代の潮流を踏まえ、新中期経営計画の開始に合わせて、2023年4月に従来の行動規範から新たな行動規範へ刷新しました。経営理念、基本姿勢を受けて、役員・社員が取るべき具体的な行動を示したもので、社内規程などに落とし込まれ、事業活動や業務活動を行う際の基準となるものです。策定にあたっては、多くの組織や社員が関わり、経営会議、取締役会でも議論を重ねて、全社一丸で策定しました。遵守すべきコンプライアンスについてはも

ろんのこと、経営理念を実現するための価値提供やステークホルダーとの関わりとのスタンスなどについても記載しています。Webサイトに掲載するとともに、グループの全役員・社員へ周知・浸透を図るべくハンドブックも制作・配布し、さらに理解を深めるためにeラーニングと行動規範遵守の署名も行いました。今後も行動規範の浸透と実践を促すために毎年定期的に学習と署名を行っていく予定です。

内部通報制度

法令や社内規程違反をはじめ、当社グループ行動規範に違反する行為などに関する通報・相談窓口として全社員[※]が利用できる内部通報窓口を社内外に設置し、リコーリースグループ社員に周知しています。

通報にあたり、通報者の秘密保持、個人情報の保護、通報者の探

索の禁止、不利益な取り扱いの禁止など、「公益通報者保護法」に基づく通報者保護を社内規程に定めるとともに、コンプライアンス教育を通じ周知を行うことで、通報・相談のしやすい環境づくりをしています。なお、2023年度は公益通報に関わる通報はありません。

